〇 件名

地理的表示メールマガジン第 226 号 (令和 7 年 3 月 18 日)

〇 文面

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 第 226 号

地理的表示メールマガジン

令和7年3月18日

■■■ 目 次 ■■■

- 1. 地域の農林水産物7産品を地理的表示(GI)として登録
- 2. 登録の申請の事実の公示について

1. 地域の農林水産物7産品を地理的表示(GI) として登録

令和7年3月18日(火)に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (GI法)に基づき、国内7産品を地理的表示として登録しましたので、 お知らせします。

登録された生産者団体や関係団体の皆様、この度は誠におめでとうございます。

<登録された産品>

第 163 号 高山きゅうり(群馬県吾妻郡高山村)

第 164 号 十勝若牛 (北海道上川郡清水町)

第 165 号 京賀茂なす (京都府京都市北区、左京区)

第 166 号 会津地鶏 (福島県会津地域、福島市)

第 167 号 御膳みそ (徳島県)

第 168 号 枕崎鰹節 (鹿児島県枕崎市)

第 169 号 指宿鰹節 (鹿児島県指宿市)

登録産品の詳細はこちらをご覧ください。

(URL) https://mailmag.maff.go.jp/c?c=71649&m=163978&v=0408f6e4

2. 登録の申請の事実の公示について

令和7年3月14日に、「岡山黄ニラ」の登録の申請の事実の公示を行いました。

地理的表示法に基づき、登録の申請があったときは、農林水産省ホームページ内で「登録の申請の事実の公示」を行います。

申請については必要に応じて補正を求め、補正が行われると、「登録の申請の公示」を3か月間行います。この公示期間はどなたでも、公示内容について意見書を提出することができます。

申請の公示期間終了後、申請産品は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否が決定されます。

公示等情報の詳細、現在申請の公示中の産品については、以下のホームページからご確認ください。

(URL) https://mailmag.maff.go.jp/c?c=71650&m=163978&v=d8b0668e

発行:農林水産省輸出•国際局知的財産課

住所:〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号:03-3502-8111(内線4284)

FAX: 03-3502-5301

https://mailmag.maff.go.jp/c?c=71651&m=163978&v=3fadc019

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら

https://mailmag.maff.go.jp/c?c=71652&m=163978&v=cdfa2de1